

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 国民生活安定緊急措置法

新型コロナウイルスの感染拡大により品薄状態になっているマスクの高額転売が問題になっていることから、同法に基づき今月中旬からマスクの不当転売を禁止する。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

3/ 9(月) 仏滅
10(火) 大安 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(水) 赤口 東日本大震災から9年
12(木) 先勝
13(金) 友引
14(土) 先負 ホワイトデー
15(日) 仏滅

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/ 2(月)	21,344 △201	108.44 △0.39
3(火)	21,083 ▼261	108.03 △0.41
4(水)	21,100 △17	107.52 △0.51
5(木)	21,329 △229	107.36 △0.16
6(金)	20,750 ▼579	105.79 △1.57

## 相続人が行う「準確定申告」とは

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日(木)まで延長されることになりましたが、亡くなった方に関する「準確定申告」は、この確定申告期限とは異なります。

## ◆「準確定申告」は相続開始から4ヵ月以内に

「準確定申告」とは、年の中途で亡くなった方の確定申告を相続人が代わって行う手続きのことです。

所得税の確定申告は、毎年1月から12月までの1年間の所得について、通常であれば翌年3月15日までの間に申告・納税をしますが、準確定申告は被相続人が亡くなった年の1月から亡くなった日までの所得について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告・納税をします。

準確定申告は、亡くなった全ての方が必要となるわけではなく、被相続人が確定申告をしななければいけない方(\*給与収入が2千万円超、\*給与所得以外の所得が20万円超、\*公的年金等の収入が400万円超、\*事業所得がある方など)に該当する場合、申告が必要となります。

## ◆準確定申告書の提出先などは

一方、確定申告をする必要ない方が亡くなった場合でも、被相続人が高額な医療費を支払っており医療費控除を適用できる場合などは、準確定申告をすることで還付を受けられる可能性があります。

なお、準確定申告書は、相続人の住所地の管轄税務署ではなく、被相続人が亡くなった当時の住所地の所轄税務署に提出します。また、相続人が複数いる場合は原則、各相続人が連署により申告書を提出する必要があります。

## ■この記事の詳細は、情報BOX201510

## 小学校等の臨時休校に伴う保護者支援策

新型コロナウイルスによる小学校等の臨時休校で影響を受ける労働者(保護者)を支援するため、正規・非正規を問わず有給で休ませる企業に対して、新たな助成金制度を創設する予定です。

対象となるのは、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休校した小学校等(小学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等)に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者などに対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主です。

支給額は、休暇中に支払った賃金相当額(日額上限8330円)となり、本年2月27日~3月31日の間に取得した休暇に適用されます。

## セーフティネット保証5号の業種追加と運用緩和

セーフティネット保証5号(業況悪化業種を対象に別枠で80%保証)について、新型コロナウイルスにより重大な影響が生じてる宿泊業や飲食業など40業種を緊急的に追加指定しました。

また、「最近3ヵ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少」とする基準については、2月以降で直近3ヵ月の売上高等が算出可能となるまでの間は、直近1ヵ月の売上高等と、その後の2ヵ月間の売上高等見込みを含む3ヵ月間の売上高等の減少でも可能となります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 相続人が行う「準確定申告」の概要

## ◆「準確定申告」とは

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の2月16日から3月15日（※令和元年分は新型コロナウイルスの感染防止のため、令和2年4月16日まで延長）までの間に申告と納税を行います。

しかし、年の中途中で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

準確定申告は、確定申告をしなければならない方（給与収入が2,000万円を超えている方や、給与と所得・退職所得以外の所得の合計が20万円を超えている方、公的年金等の収入が400万円を超えている方、事業所得や不動産所得などがある方など）が亡くなった場合に必要となります。※死亡した年の前年以前の年分の所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除く）が無申告であったことにより提出する申告書等については4ヵ月の申告期間の適用はありません。

## ◆準確定申告をする場合の注意点等

## ◎被相続人が1月1日から確定申告期限までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合

確定申告をしなければならない方が1月1日から確定申告期限（原則3月15日）までの間に前年分の確定申告書を提出しないで死亡した場合は、前年分についても準確定申告の手続きが必要です。この場合の期限は、前年分、本年分とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内です。

## ◎相続人が2人以上いる場合

相続人が複数人いる場合は、各相続人が連署により準確定申告書を提出することになります。ただし、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできます。この場合、当該申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告した内容を通知しなければならないことになっています。

## ◎準確定申告における所得控除の適用

・医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費です。被相続人の死亡後に支払われた医療費は、たとえ相続財産で支払われた場合であっても、被相続人の準確定申告上、医療費控除の対象にすることはできません。なお、死亡後に相続人が支払った医療費については、その相続人と被相続人が生計を一にしていた場合、医療費を支払った相続人の医療費控除の対象となります。

・社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った保険料等の額です。

・配偶者控除や扶養控除等の適用の有無に関する判定（親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等）は、死亡の日の現況により行います。

## ◎申告書の提出先

準確定申告書は、相続人の住所地の管轄税務署ではなく、被相続人が亡くなった当時の住所地の所轄税務署に提出します。

## ◎申告書を作成する場合

準確定申告をする場合、通常の確定申告と同様の申告書で行いますが、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A』を使用する場合には、申告書の上余白に「準確定」と表示し、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B』を使用する場合には、標題の余白部に「準確定」と記載します。

## ◎「確定申告書付表」の添付

相続人が複数の場合には、申告書とともに各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した「確定申告書付表」の提出が必要です。ただし、相続人が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。なお、一緒に申告できない相続人は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。

## ◎マイナンバーの記載

申告書の提出に当たっては、全ての相続人の個人番号の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。ただし、被相続人の個人番号を記入する必要はありません。